

「熊本見守り応援隊」ロゴマーク使用管理規程

（目的）

第1条 この規程は、「熊本見守り応援隊」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴとの関係）

第2条 ロゴマークの使用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引（以下「くまモン利用規程等」という。）の趣旨を遵守することを条件に、当該使用管理規程を適用し、くまモン利用管理規程等に定める手続きは不要とする。

（ロゴマーク使用）

第3条 「熊本見守り応援隊」のロゴマークは下記のマークとする。

- 2 ロゴマークは、熊本県が行う「熊本見守り応援隊」の周知、推進のための広報及び「熊本県における地域の見守り活動に関する熊本見守り応援隊協定（以下「協定」）」締結者が行う広報に限定（下記の使用例を参照）し、協定締結者が販売する製品や販促用の無料配布物に表示することはできない。
- 3 ロゴマークの使用者は、デザインを改変してはならない。
- 4 ロゴマークを表示した広報には、下記のデザインのとおりに著作権表示「©2010 熊本県くまモン」を必ず表示すること。

記



＜ロゴマーク使用例＞

- ・ 名刺、腕章、スタッフジャンパー等への掲示
- ・ ホームページ（地域の見守り活動に関するもの）への掲載
- ・ 刊行物（見守りイベントチラシ等）への掲載

※ 上記以外への使用可否については、個別に判断する。

（使用の許可）

第4条 協定締結者がロゴマークを使用する場合は、あらかじめ熊本県の許可を受けなければならない。

2 許可を受ける場合は、様式第1号により使用申請を行い、熊本県は、前条の使用規程に合致すると認めた場合には、様式第2号を申請者へ送付し使用を許可することができる。

（ロゴマークの取扱い）

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

2 県の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。

3 ロゴマークを使用できる期間は、協定が有効な期間中とし、協定締結者ではなくなった場合は使用することができない。

（経費等の負担）

第6条 県は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第7条 県は、ロゴマークの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

（情報の公開）

第8条 県は、ロゴマークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

（事務）

第9条 この規程に関する事務は、熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室が行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和6年（2024年）9月17日から適用する。

(様式第1号)

「熊本見守り応援隊」ロゴマーク使用申請書

年 月 日

熊本県健康福祉部
健康福祉政策課 様

申請者
所在地
事業者名
代表者 職・氏名

[illegible]

※ ロゴマークを使用できる期間は、協定が有効な期間中とし、協定締結者ではなくなった場合は使用することができません。

(様式第2号)

年 月 日

様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

「熊本見守り応援隊」ロゴマーク使用許可書

年 月 日で使用申請のあった「熊本見守り応援隊」ロゴマークの利用について、内容を審査した結果適当と認めますので、許可します。

「熊本見守り応援隊」ロゴマーク使用管理規程を遵守のうえ、御使用いただきますようお願いいたします。